

## 第4章 嵐山地区における交通対策の実施

### 4-1 平成21年度 嵐山交通対策の実施計画

#### 4-1-1 嵐山交通対策のこれまでの経緯

- ・嵐山交通対策は、平成13、14年度の交通社会実験を経て、大半の施策は地域のルールとして定着するとともに、関係機関の協力も得られており、嵐山地区内の交通問題の要因は明らかになりつつある。しかしながら、観光ピーク期においては、交通処理能力を大きく超えた自動車の流入により、嵐山地区へ向かう道路では、著しい交通渋滞が発生している。
- ・嵐山地区の交通環境改善を図るうえで、地区内の交通対策の充実を図るだけでは、得られる効果が限定的であり、交通問題の根本的な要因である「過度に流入する自動車」を抑制していくための施策の強化が必要である。

表 4-1-1 観光地交通対策の実施内容の変遷

|           | 嵐山地区  |   |  |   |
|-----------|---|---|--|---|
|           | 【交通規制・抑制施策】   | 【施策実施の周知・公共交通の利用促進の広報・PR】   | 【バス関連施策】   | 【その他】   |
| 平成13・14年度 | <b>交通社会実験</b><br>○嵐山中心部環状一方通行化の実施（バス優遇施策）(H13)<br>○長辻通トランジットモールの実施（北行きバスのみ通行可能）(H14)<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制(渡月橋～松尾橋, 11月土・日・休日 10-16)(H14)       | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知<br>○「嵐山・嵯峨野便利帖」の配布<br>○「もみじスタンプラリー」の実施 | ○嵐山・嵯峨野ワンコインバス「もみじ号」の運行  | —   |
| 平成15年度    | <b>交通対策</b><br>○長辻通の北行一方通行規制（11月土・日・休日 10-18）<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制(同上)   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知<br>○「嵐山・嵯峨野便利帖」の配布                     | —  | —   |
| 平成16年度    | ○長辻通の北行一方通行規制(同上)<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制(同上)   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知<br>○「嵐山・嵯峨野便利帖」の配布                     | —  | —   |
| 平成17年度    | ○長辻通の北行一方通行規制(同上)<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制(同上)<br>○阪急嵐山駐車場周辺における交通誘導（任意誘導）   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知<br>○「嵐山・嵯峨野便利帖」の配布                     | ○市営嵐山観光駐車場の観光バス優先化   | ○阪急嵐山駐車場への一般車の誘導  |
| 平成18年度    | ○長辻通の北行一方通行規制（普通車・マイクロ, 11月土・日・休日 10-18）<br>（大型車は11月全日, 終日）<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制（渡月橋～阪急嵐山駅前, 11月土・日・休日 10-16）<br>（阪急嵐山駅前～松尾橋, 11月ピーク期のみ 12-16） | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知  | ○市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制   | ○長辻通への車両流入規制の実施体制整備   |
| 平成19年度    | ○長辻通の北行一方通行規制（通常規制※に自動二輪・軽車両を追加）<br>（路線バスを含む大型車は11月全日, 終日）<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制（渡月橋～阪急嵐山駅前, 11月土・日・休日 10-16）                                   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知  | ○市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制<br>○長辻通の大型車一方通行規制に伴う南行路線バスの補完策              | ○長辻通への車両流入規制の実施体制整備<br>○歩行者案内マップによる分散誘導                         |
| 平成20年度    | ○長辻通の北行一方通行規制(同上)<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制(同上)   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知  | ○市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制(インターネット予約実施)<br>○長辻通の大型車一方通行規制に伴う南行路線バスの補完策 | ○長辻通への車両流入規制の実施体制整備<br>○歩行者案内マップによる分散誘導                         |
| 平成21年度    | ○長辻通の北行一方通行規制(同上)<br>○嵯峨街道の南行一方通行規制（渡月橋～阪急嵐山駅前, 11月5日間 10-16）   | ○ポスター、パンフレット<br>○インターネット<br>○観光企画切符の周知<br>○鉄道施設への恒常的な案内誘導看板の設置                | ○市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制(インターネット予約実施)<br>○長辻通の大型車一方通行規制に伴う南行路線バスの補完策 | ○長辻通への車両流入規制の実施体制整備<br>○阪急嵐山駐車場の閉鎖（入庫時間の制限）<br>○歩行者案内マップによる分散誘導 |

※平成19年12月以降、長辻通の北行一方通行規制（土・日・休日 10-17）が通年実施（路線バスを除く）

4-1-2 嵐山交通対策研究会・観光バス部会の開催経緯

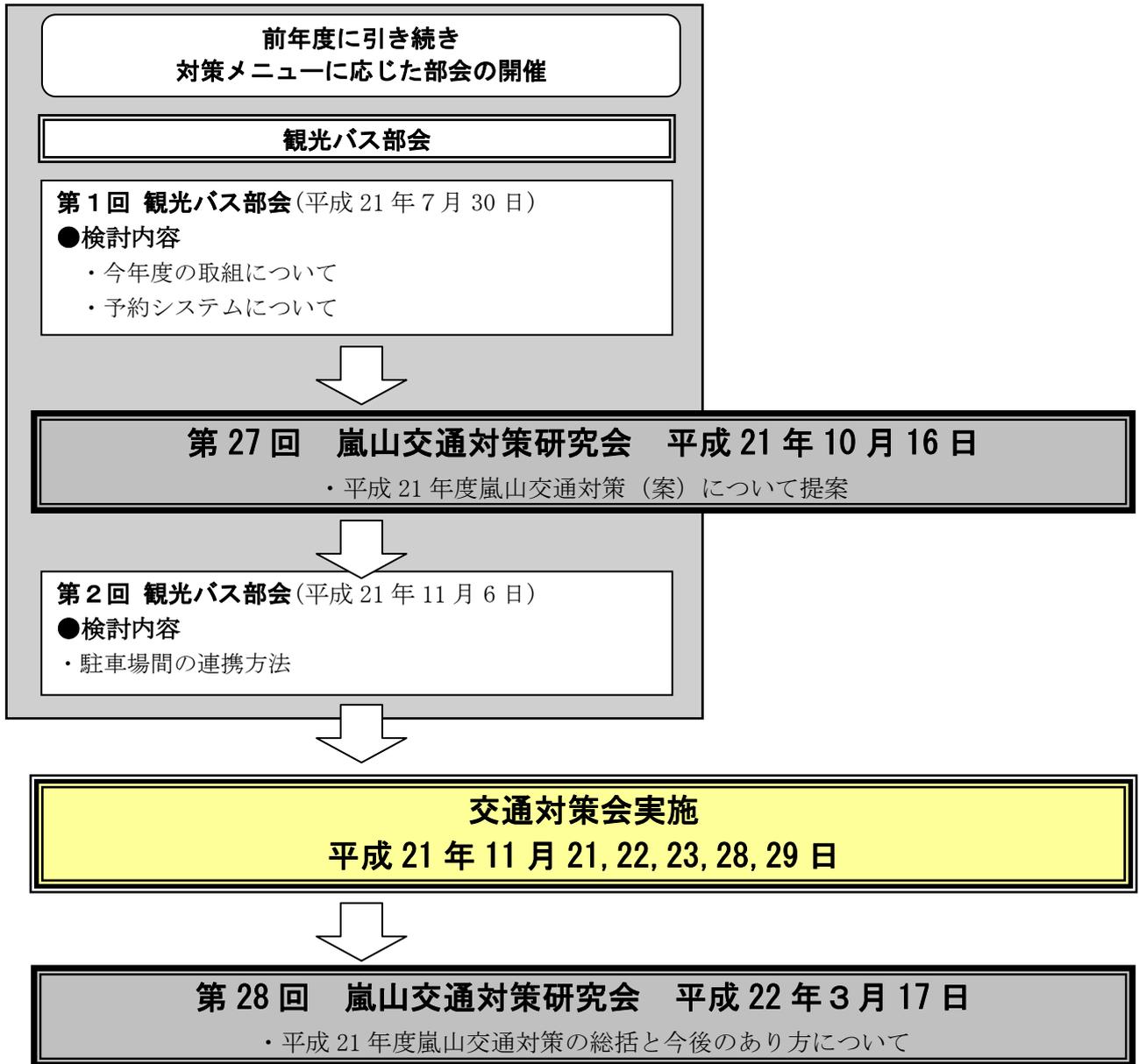


図 4-1-1 懇談会・部会・研究会の開催状況

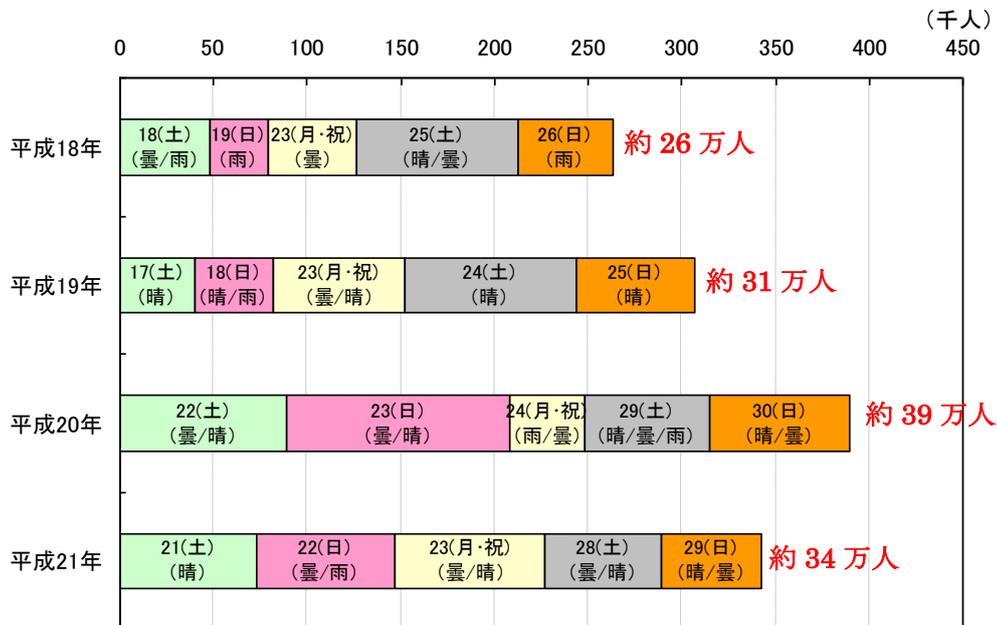
表 4-1-2 地元懇談会・研究会・部会の開催状況

| 種別      | 研究会・部会・懇談会名       | 日程                           | 場所             | 議事内容   |
|---------|-------------------|------------------------------|----------------|--|
| 交通対策研究会 | 第27回<br>嵐山交通対策研究会 | 平成21年<br>10月16日(金)<br>19:00～ | コミュニティ<br>嵯峨野  | ・平成21年度嵐山交通対策について                                    |
|         | 第28回<br>嵐山交通対策研究会 | 平成22年<br>3月17日(水)<br>10:30～  | コミュニティ<br>嵯峨野  | ・平成21年度嵐山交通対策の総括と<br>今後のあり方について                      |
| 観光バス部会  | 第1回観光バス部会         | 平成21年<br>7月30日(木)<br>14:00～  | レストラン嵐山<br>会議室 | ・観光バス部会の役割について<br>・予約システムの運営主体について<br>・駐車場間の連携方法について |
|         | 第2回観光バス部会         | 平成21年<br>11月6日(金)<br>14:00～  | レストラン嵐山<br>会議室 | ・駐車場間の連携方法   |

## 4-2 平成21年度 嵐山交通対策実施に係る分析・評価

### 4-2-1 平成21年度の観光客数の状況

・平成21年度は平成20年度に比べ、新型インフルエンザやリーマンショックを発端とする世界経済不況の影響等で、嵐山地区内の鉄道乗降客数が全体的に減少しており、5日間合計で約34万人と平成20年度よりも少なかったものの、平成19年度を上回る乗降客数であった。



※鉄道乗降客数は JR 嵯峨嵐山駅，嵐電嵐山駅，阪急嵐山駅の合計

図 4-2-1 交通対策期間中（5日間）の鉄道駅乗降客数

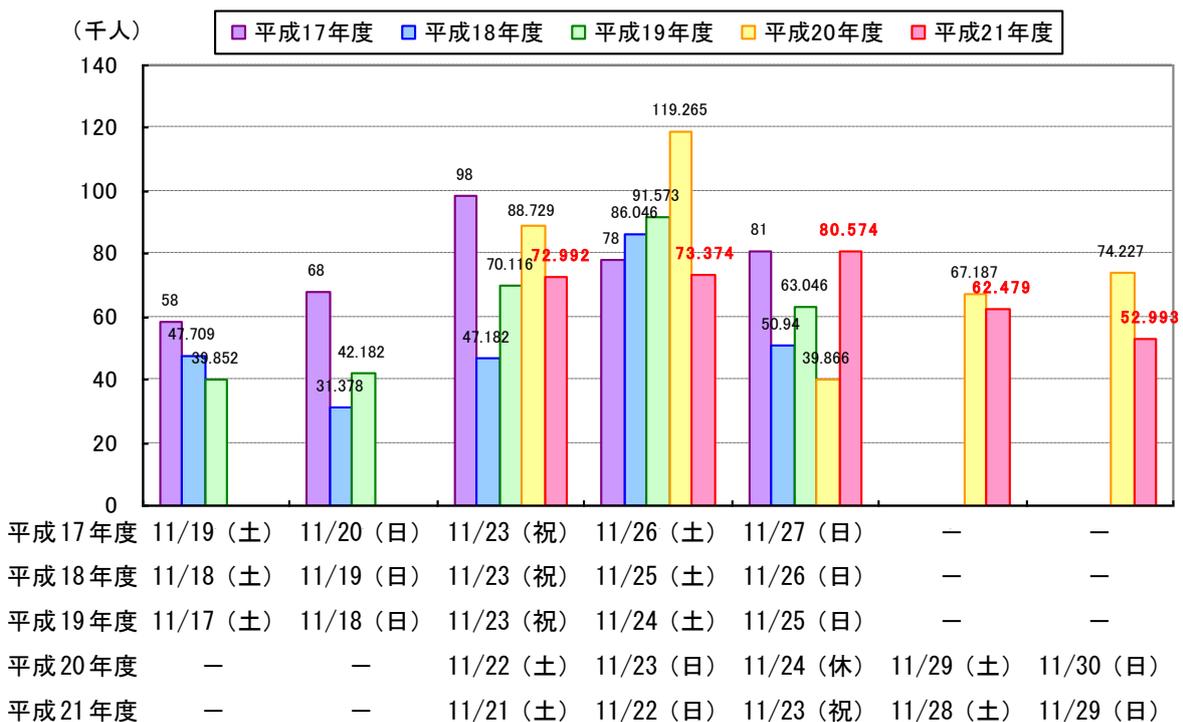
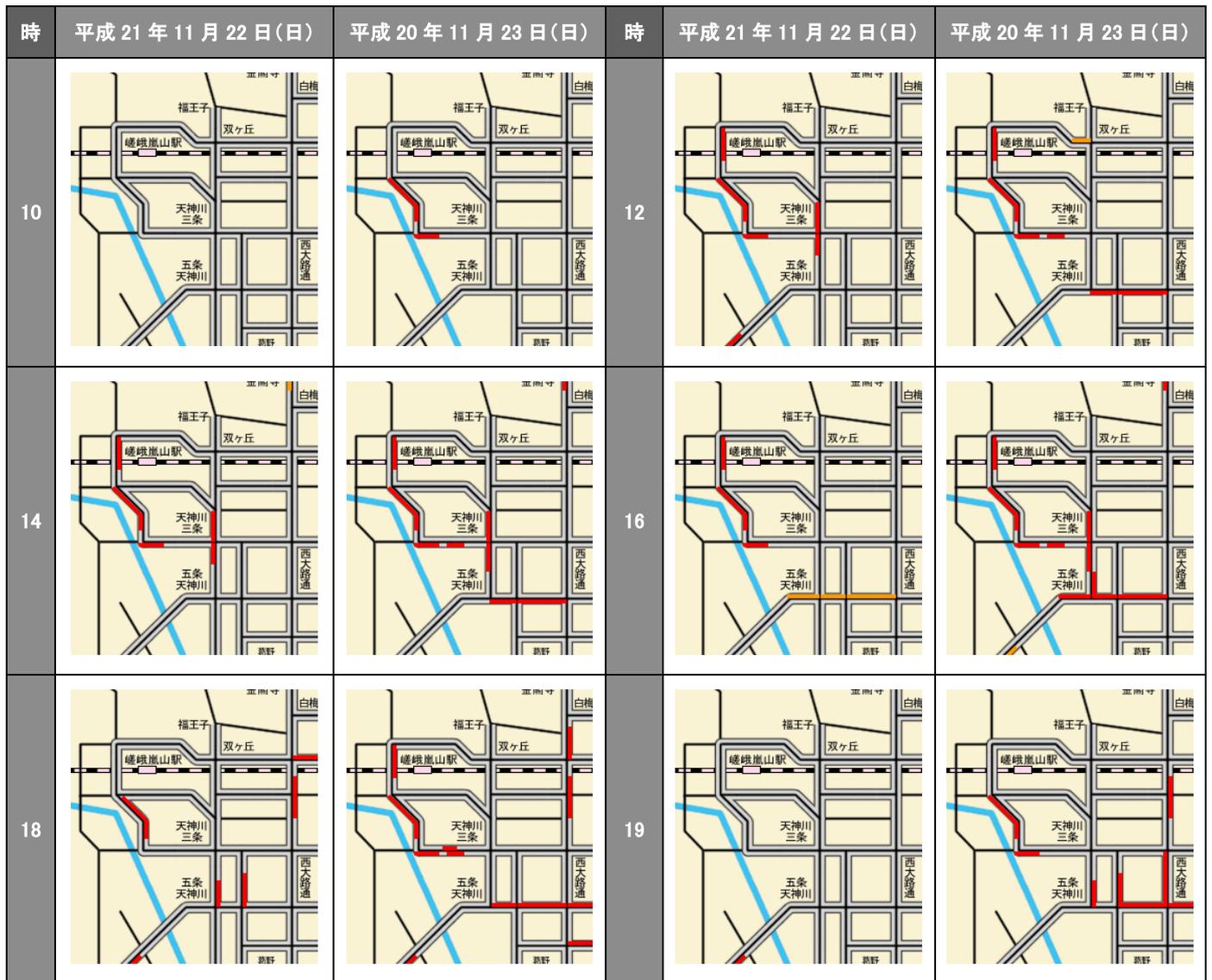


図 4-2-2 嵐山地区の鉄道乗降客数の推移（日別）

#### 4-2-2 平成 21 年度の道路交通の状況

- ・最も人出が多かったと思われる3連休の中日についてJARTICの道路交通情報を見ると、平成20年度に比べ、21年度は渋滞が始まる時間が遅く、渋滞が解消する時間が早い。
- ・萩原堤に目を向けると、12時から16時までは大差ないが、21年度では10時の時点で渋滞が始まっていないこと、18時には渋滞が解消の方向に向かっており19時には解消していることから、20年度に比べて渋滞している時間が短くなっているといえる。
- ・20年度と比較して、パークアンドライド利用者が約1.3倍に増加していることから(P12パークアンドライドの利用状況参照)、上記の渋滞緩和は、単に全体の交通量が減少しただけではなく、パークアンドライドをはじめとする自動車利用抑制策の効果があったといえる。



【凡例】

|          |        |
|----------|--------|
| ■ 通行止    | ■ 混雑   |
| ■ フェーン規制 | ■ 他の規制 |
| ■ 事故等    | ■ 調整中  |
| ■ 渋滞     |        |

【出典】 JARTIC 財団法人日本道路交通情報センターHP  
平成 20 年 11 月 23 日(日) および  
平成 21 年 11 月 22 日(日) の公表値

図 4-2-3 嵐山地区における交通渋滞状況の経年比較

### 4-2-3 平成 21 年度嵐山交通対策の結果概要

- ・平成 21 年度は、平成 20 年度に引き続き、嵐山地区内の交通上の問題点である「交通渋滞の発生」、「歩行環境の安全性・快適性の低下」を解消するために、「渋滞対策」、「歩行者の安全対策」の 2 つの視点から交通対策を実施した。
- ・嵐山地区内で実施する交通対策に加え、地区内へ流入してくる自動車の抑制を図るため、平成 20 年度に引き続きパークアンドライド及び公共交通の利用促進の「広報・PR」を広域的に実施した。

|                 |  |
|-----------------|--|
| 嵐山地区内での交通対策の実施日 | 11 月 21 日(土), 22 日(日), 23 日(月・祝), 28 日(土), 29 日(日) |
|-----------------|--|

表 4-2-1 平成 21 年度嵐山交通対策の一覧

| 対策名称        |   | 対策内容  |
|-------------|---|---|
| 広域的な交通対策    | ① | 公共交通の利用促進に向けた事前広報・PR (充実)<br>・ポスター、チラシ、ホームページ等の情報媒体を効果的に活用し、交通対策の実施と公共交通の利用促進について広範囲に事前PRを行う。   |
|             | ② | パークアンドライド駐車場の設置による流入抑制 (充実)<br>・京都市内への自動車の流入抑制を図るため、公営駐車場等を活用したパークアンドライドを実施する。また、11月の1箇月間にわたり、大型商業施設等を活用したパークアンドライドを実施した。<br>・京都市内4エリアに臨時駐車場を設けてパークアンドライドを実施する。 |
| 嵐山地区内での交通対策 | ③ | 市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制 (充実)<br>・三条通での入庫待ち観光バスを抑制し、交通の円滑化を図るため、市営嵐山観光駐車場を観光バス専用駐車場とするとともに、予約制を実施し、来訪する観光バスの分散を図る。<br>・他駐車場との連携を図り効率的な観光バス誘導を行う。                       |
|             | ④ | 長辻通の北行一方通行規制 (11月中の土日, 休日) (充実)<br>・11月の土日、休日において、長辻通を北行の一方通行規制(通常時の規制に自動二輪、軽車両を追加)を実施することにより、交通の円滑化と歩行者空間の安全性向上を図る。  |
|             | ⑤ | 路線バスを含む大型車の北行一方通行規制 (11月中の全日, 終日) (充実)<br>・路線バスを含めた大型車の一方通行規制を実施することにより、幅員狭小区間での歩行者空間の安全性向上と交通の円滑化を図る。  |
|             | ⑥ | 長辻通の車両流入規制の実施体制整備<br>・長辻通への歩行者の流入過多により、車両進入が危険を伴うような場合に車両流入規制を実施し、歩行者空間の安全性を確保する。   |
|             | ⑦ | 渡月橋～阪急嵐山駅前間の南行一方通行規制 (充実)<br>・渡月橋～阪急嵐山駅前を南行の一方通行規制とすることで交通の円滑化を図る。  |
|             | ⑧ | 阪急嵐山駐車場の入庫制限の実施 (新規)<br>・阪急嵐山駐車場(河川敷沿い)を閉鎖するとともに、阪急嵐山駐車場(駅前)を、観光バスの駐車スペースとして活用する。   |
|             | ⑨ | 歩行者案内の充実による分散誘導 (充実)<br>・歩行者案内マップや誘導看板を用いて歩行者の分散誘導を行うとともに、公共交通の利用促進を図る。<br>・公共交通の利用促進及び観光客の利便性向上を図るため、鉄道事業者と連携の下、駅施設への案内誘導看板を恒常設置した。                            |

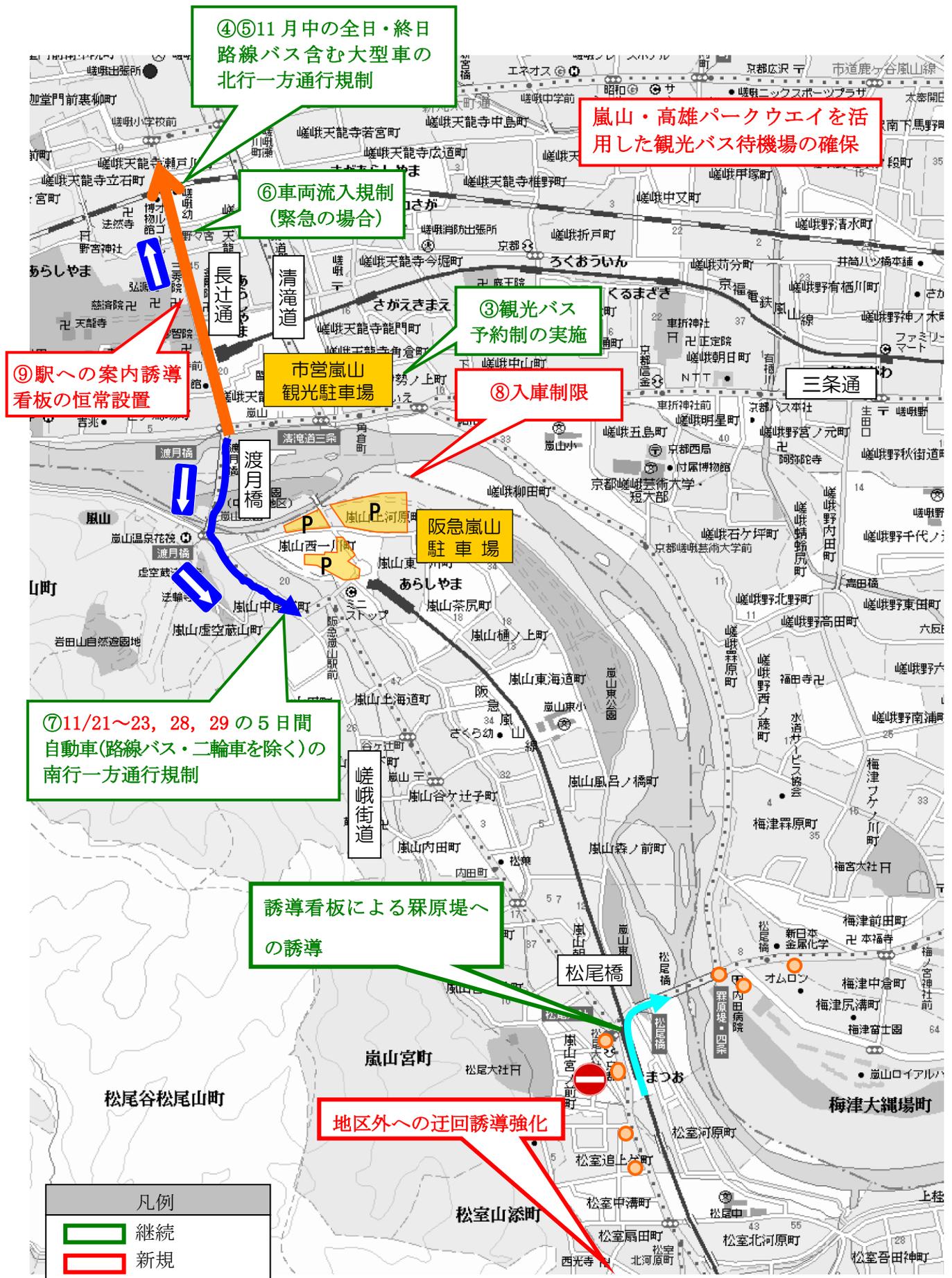


図 4-2-4 平成 21 年度嵐山地区交通対策概要図（嵐山地区内での交通対策）

#### 4-2-4 対策実施に係る分析・評価

##### (1) 市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制

###### ○対策の概要

市営嵐山観光駐車場前での入庫待ち観光バスの発生を抑止し、三条通の交通阻害要因を改善するため、市営嵐山観光駐車場における観光バスの予約制を20年度に引き続き継続実施した。

###### ○実施期間

11月21日(土)、22日(日)、23日(月・祝)、28日(土)、29日(日)

予約時間帯：A 8時～11時 B 11時～14時 C 14時～18時



図 4-2-5 平成 21 年度観光バス駐車場位置図

■ 取組の変更点

- ・本予約の確定日を予約制実施日の2箇月前から1箇月前とした。これは観光ツアーが催行日の1箇月前に確定することが多く、それに併せて駐車場予約を確実にすることにより、予約キャンセルの割合を下げることをねらったものである。(あまりに早い事前予約は、ツアー確定前の見込み予約を誘発することになり、ツアーが成立しなかった時の大量キャンセルにつながるため)

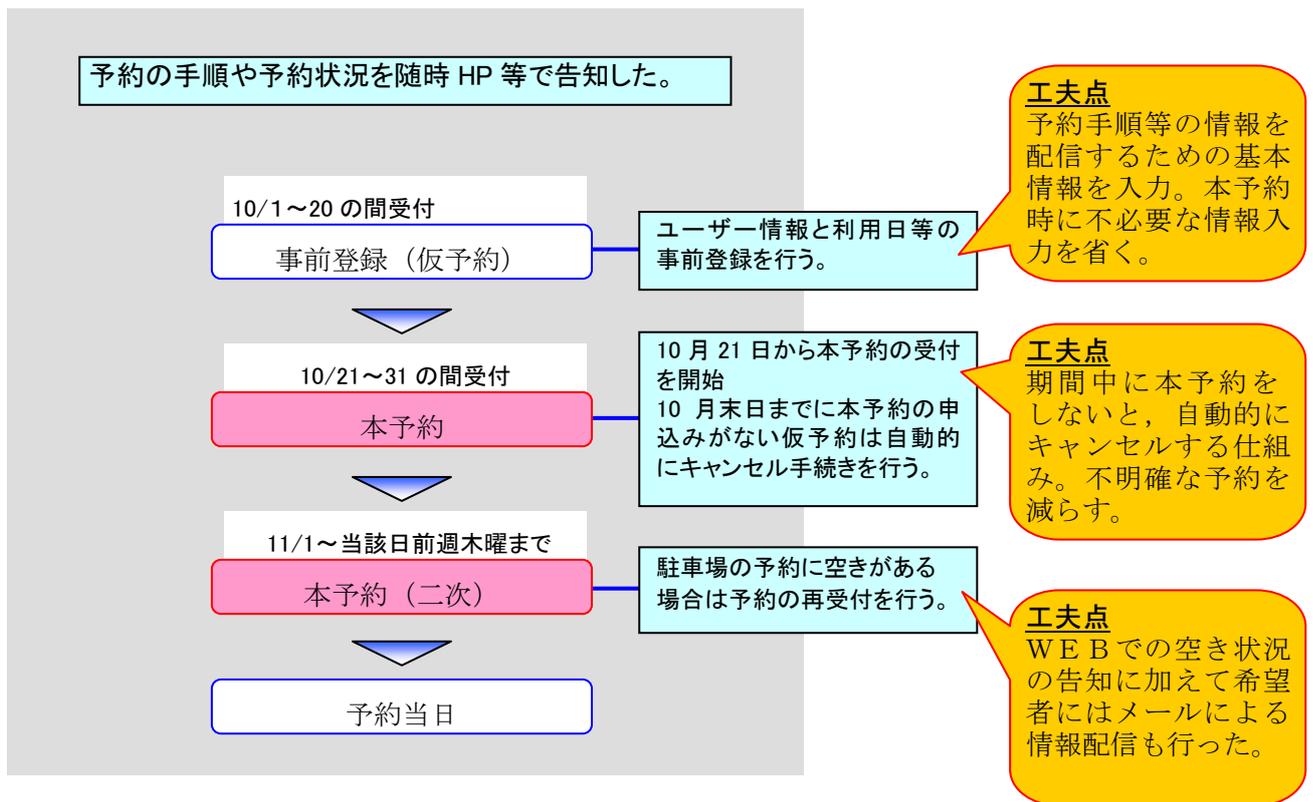


図 4-2-6 平成 21 年度駐車場予約システム

■観光バス予約システムの利用状況と成果

・平成21年度のキャンセル率は15.5%であり、平成20年度の約30%から大きく低下した。

表 4-2-2 平成21年度予約システム利用状況

| 枠/時間帯          | 予約台数       | キャンセル数    |           |           | 予約車<br>入庫台数 | 予約車の<br>来場率 |
|----------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|
|                |            | 連絡あり      | 連絡なし      | 合計        |             |             |
|                | (台)        | (台)       | (台)       | (台)       | (台)         | (%)         |
| A枠 8:00～11:00  | 52         | 7         | 3         | 10        | 42          | 80.8        |
| B枠 11:00～14:00 | 188        | 5         | 17        | 22        | 165         | 87.8        |
| C枠 14:00～18:00 | 154        | 5         | 23        | 28        | 126         | 81.8        |
| <b>全時間帯</b>    | <b>394</b> | <b>17</b> | <b>43</b> | <b>60</b> | <b>333</b>  | <b>84.5</b> |

表 4-2-3 【参考資料】平成20年度予約システム利用状況

| 枠/時間帯          | 予約台数       | キャンセル数    |            |            | 予約車<br>入庫台数 | 予約車の<br>来場率 |
|----------------|------------|-----------|------------|------------|-------------|-------------|
|                |            | 連絡あり      | 連絡なし       | 合計         |             |             |
|                | (台)        | (台)       | (台)        | (台)        | (台)         | (%)         |
| A枠 8:00～11:00  | 63         | 6         | 11         | 17         | 46          | 73.0        |
| B枠 11:00～14:00 | 203        | 6         | 60         | 66         | 137         | 67.5        |
| C枠 14:00～18:00 | 180        | 6         | 49         | 55         | 125         | 69.4        |
| <b>全時間帯</b>    | <b>446</b> | <b>18</b> | <b>120</b> | <b>138</b> | <b>308</b>  | <b>69.1</b> |

※東福寺周辺観光バス待機場の予約・利用については4章で詳述するため、本章では省略する。

表 4-2-4 市営嵐山観光駐車場のインターネットによる観光バスの事前駐車予約及び利用台数の経年変化

|         | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 |
|---------|--------|--------|--------|
| 予約台数    | 371    | 446    | 394    |
| 入庫台数    | 260    | 308    | 333    |
| キャンセル台数 | 111    | 138    | 61     |
| キャンセル率  | 29.9%  | 30.9%  | 15.5%  |

## ■ 観光バス予約制の周知方法

観光バス予約については、下記の方法により周知を行った。

- ・ホームページ
- ・東北から中国・四国のバス協会加盟のバス営業所への告知（FAX／1,890件）
- ・社団法人日本旅行業協会（JATA）会員内でのメールによる告知
- ・社団法人全国旅行業協会（ANTA）会員向け機関紙への記事掲載



写真 4-2-1 対策期間中の市営嵐山観光駐車場の状況



写真 4-2-2 市営嵐山観光駐車場前での誘導状況



写真 4-2-3 観光バス予約制の周知看板

## ■ 嵐山地区内駐車場との連携体制の構築

- ・嵐山地区における観光バス問題を改善するため、昨年度に引き続き駐車場事業者が参画した「観光バス部会」において、秋の観光ピーク期における駐車場間の連携方法等を検討した。また、対策期間中における各駐車場の役割を明確にし、地区内の駐車場容量を最大限に活用することとした。

表 4-2-5 嵐山地区の各駐車場の役割

| 駐車場名        | 役割  |
|-------------|---|
| 市営嵐山観光駐車場   | 一時利用の観光バスのための予約制駐車場として運営  |
| レストラン嵐山駐車場  | レストラン嵐山利用者の観光バスのための予約制駐車場として運営  |
| 嵐山・高雄パークウェイ | 予約申込を行っていない予約外観光バス等の臨時待機場として案内  |
| 大覚寺駐車場      | 予約申し込みを行ったバス会社へ乗降場として案内   |
| 阪急嵐山駐車場     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車の駐車場利用は行わない</li> <li>・駐車場の一部に10台程度のバス駐車スペースを確保し、予約申込を行っていない予約外観光バス等の臨時待機場として運営</li> <li>・付近の旅館からの事前予約による観光バスを駐車</li> </ul> |

## ■ 駐車場間の連携の実施

- ・各駐車場の駐車状況について逐次情報交換を行うとともに、予約外の観光バスや長時間駐車が予想される料亭・旅館利用の観光バスを阪急嵐山駐車場内に設けた臨時待機スペースへ誘導し、嵐山中心部での観光バスの回遊や路上駐車などを抑制した。
- ・観光バス予約センターへの当日の問い合わせ対応、及び新丸太町通沿いでのチラシによる告知により、嵐山・高雄パークウェイへの誘導を行った。



写真 4-2-4 阪急嵐山駐車場の臨時待機スペースの活用状況



写真 4-2-5 嵯峨小学校前での看板およびチラシによる誘導の様子

## ■ 観光バス予約制の効果

- ・市営嵐山観光駐車場を観光バス専用の予約制としたことにより、市営嵐山観光駐車場前での入庫待ち観光バスの発生が抑制でき、三条通の交通円滑化を図ることができた。

## ■ 駐車場間の連携の効果

- ・ 地区内駐車場間の連携を強化したことで、特定の駐車場が原因となった混雑が発生することなく、三条通全体で観光バスの入庫待ちの発生を抑制することができた。
- ・ 対策期間中の地区内の観光バスの駐車台数は、平成17年度から年々減少している。これは、市営嵐山観光駐車場の観光バス予約制をはじめ、各駐車場事業者が行っている入庫待ち解消の取組が旅行会社等に周知されてきたといえる。

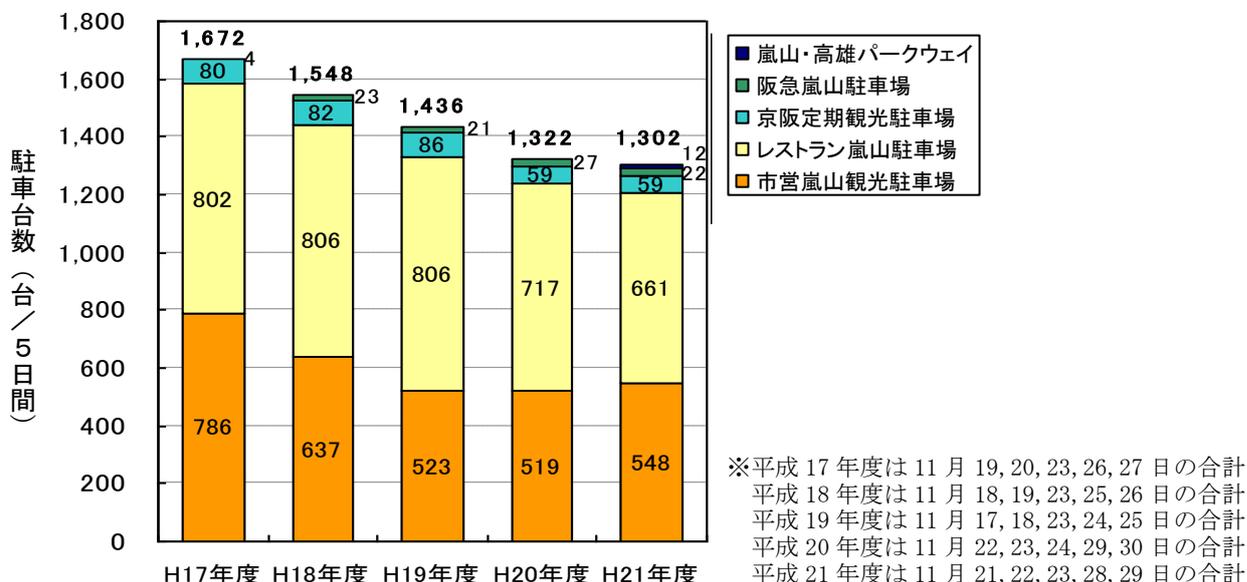


図 4-2-7 嵐山地区における対策期間中の主要駐車場利用台数（観光バス）の経年変化

## ■ 今後の課題

- ・ 対策期間中、清滝道三条交差点北東にある民間駐車場への入庫待ち車両が交差点内及び高架橋に滞留することにより、新たな交通渋滞の原因となっていた。
- ・ 秋の観光ピーク期における嵐山地区での観光バス予約制については、一定の効果が現れているが、予約制の実施体制や運営経費、周辺駐車場との連携など、継続的な実施方法を検討する必要がある。



写真 4-2-6 清滝道三条交差点における入庫待ち車両による交通渋滞

## ■ 今後の対策

- ・ 課題を踏まえ、観光バスの予約制の継続実施について地区内駐車場事業者と協議する。
- ・ 対策期間後半は、清滝道三条交差点北東にある民間駐車場の入庫待ち車両に対する警察官による指導及び駐車場事業者の整理により、渋滞の緩和が見られたが、来年度以降は駐車場事業者による入庫待ち車両の整理を改めて要請する。

## (2) 長辻通の北行一方通行規制

### ■ 対策内容

#### ○ 対策の概要

自動車及び歩行者の集中する長辻通において、自動車交通の円滑化及び歩行者空間の安全性向上を図るため、北行一方通行規制（通常の規制に自動二輪、軽車両を追加）を実施した。

#### ○ 実施期間と規制対象車両

- ・ 11月中の土曜・日曜・休日 10時～17時
- ・ 車両（自転車を除く）



図4-2-8 長辻通の北行き一方通行規制の実施概要と実施時の状況

## ■ 関係機関の協力

- ・自動車や歩行者が集中する箇所においては、歩行者の安全確保のために、地元商業者及び鉄道事業者の協力により交通誘導員が配置された。
- ・渡月橋北詰交差点や長辻通と新丸太町通交差点などの主要な箇所では、右京警察署によって歩行者の安全確保及び自動車交通の円滑化が図られた。



写真 4-2-7 関係機関による交通誘導員の配置状況



写真 4-2-8 右京警察署警察官の配置状況

## ■ 対策の効果

- ・長辻通の北行一方通行規制を実施したことで、車両相互の離合がなくなり、自動車交通の円滑化が図られた。また、長辻通に流入する交通量が抑制されたことで、歩道未設置区間をはじめ、歩行者空間の安全性が向上した。

## ■ 今後の課題

- ・交通誘導員の配置については、歩行者の安全性を確保するために大きな効果があるが、経費負担等について検討していく必要がある。

## ■ 今後の対策

- ・平成22年3月20日以降の土曜・日曜・休日には、路線バスも北行き一方通行規制の対象となる予定であることから、臨時交通規制の対象を見直したうえで実施を検討する。

(3) 長辻通の路線バスを含む大型車の北行き一方通行規制

■ 対策内容

○ 対策の概要

- ・長辻通は、通常時において、全日の7時から21時まで、路線バスを除く大型車の北行き一方通行規制となっているが、歩道未設置区間や幅員狭小区間が存在する長辻通の歩行者空間の安全性向上を図るため、11月中の全日にわたって路線バスを含む大型車の北行き一方通行規制を実施した。
- ・路線バスを含む大型車の北行き一方通行規制の実施に伴い、路線バスの経路が変更となることから、長辻通南行路線バス利用者の利便性低下を緩和するため、平成19、20年度に引き続き、地元住民を対象に「のりつき補助券」を配布した。

○ 実施期間と規制対象車両

- ・11月中全日、終日
- ・路線バスを含む大型車 ※通常時は路線バスは規制の対象外

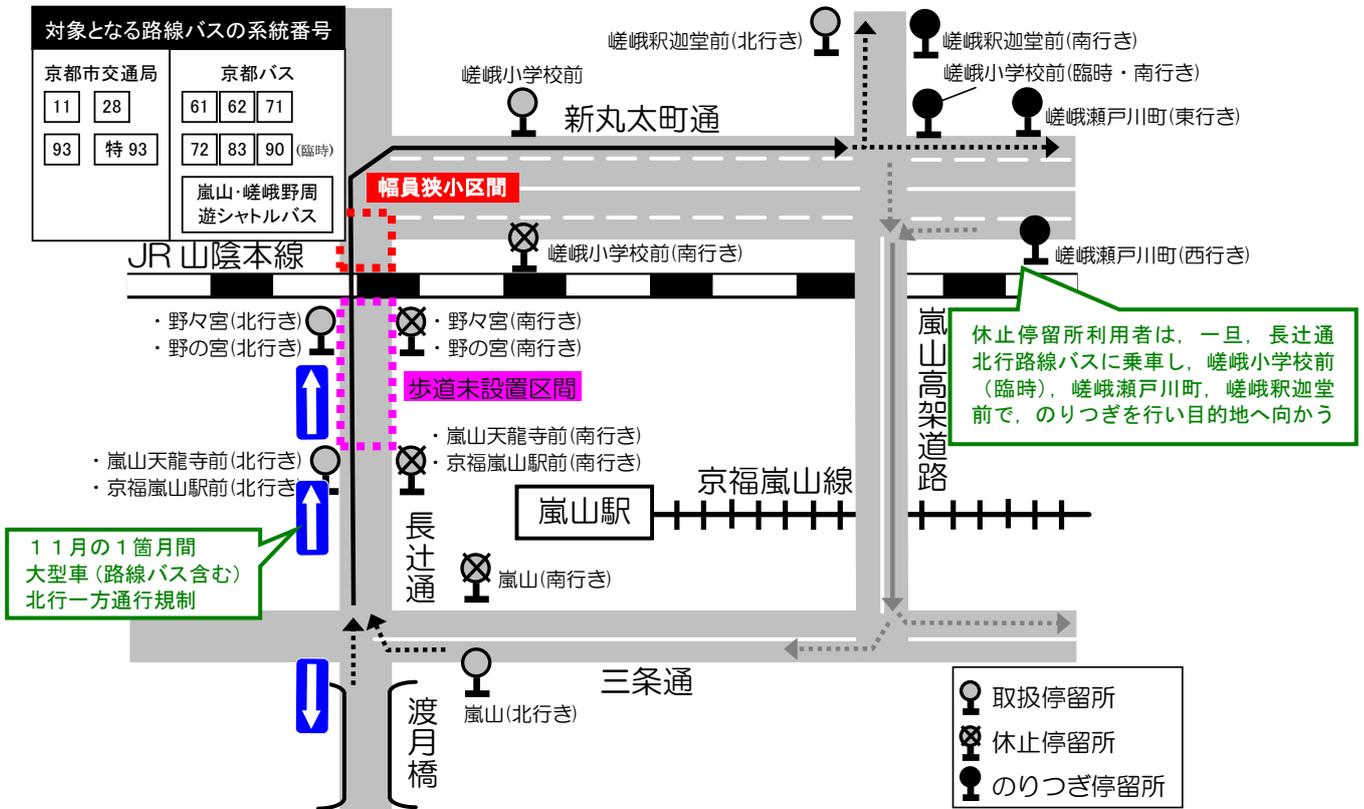


図4-2-9 大型車等北行き一方通行規制の実施区間と休止バス停



写真 4-2-9 休止バス停の状況

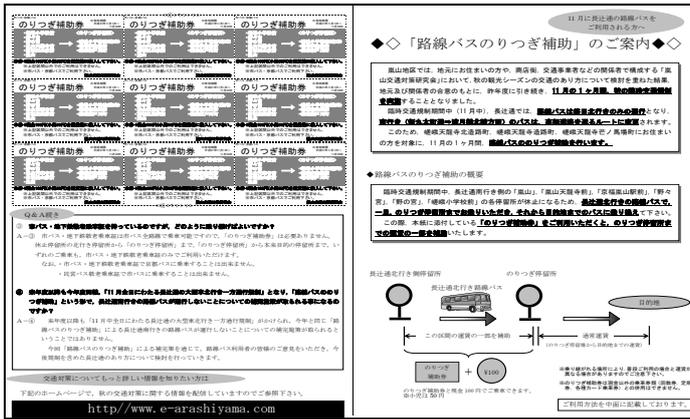


図 4-2-10 「のりつぎ補助券」の案内チラシ

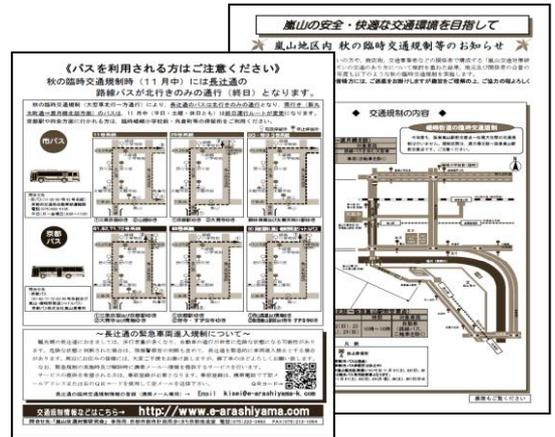


図 4-2-11 路線バス経路変更の案内チラシ

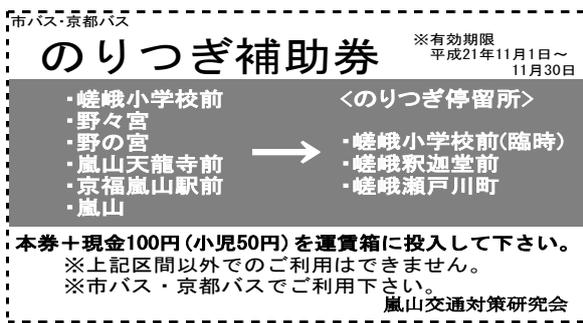


図 4-2-12 「のりつぎ補助券」のデザイン

表 4-2-6 「のりつぎ補助券」の利用枚数

| 利用日   | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | 平成 21 年度 |
|-------|----------|----------|----------|
| 平日    | 17       | 32       | 21       |
| 土日、休日 | 27       | 32       | 50       |
| 合計    | 44       | 64       | 71       |

## ■ 対策の効果

- ・路線バスを含む大型車を1箇月間全日の北行一方通行規制を行ったことで、幅員が狭小なJR山陰線踏切での大型車同士の離合がなくなり、歩行者空間の安全性向上を図ることができた。



写真 4-2-10 対策期間中の JR 山陰本線踏切付近の状況

## ■ 対策の課題

- ・規制の実施による路線バスの経路変更が11月の1箇月間に及ぶことから、通勤・通学・通院など地域住民の生活への負担が大きい。

## ■ 今後の対策

- ・平成22年3月20日以降、長辻通が特に混雑し、規制の必要性が大きい土曜・日曜・休日は、路線バスも北行一方通行規制の対象となる予定であることから、地域住民の生活の利便性を確保するため、平日の臨時交通規制は実施せず、本対策は恒常対策に移行する。

(4) 長辻通の車両流入規制の実施体制整備

○対策の概要

観光客が集中する長辻通において車道に歩行者が溢れ、歩行者が危険な状況となった際、現場警察官が長辻通の車両流入規制を円滑に実施できるよう、緊急連絡体制を整備した。

○実施期間

臨時交通規制の実施日時は下表のとおり

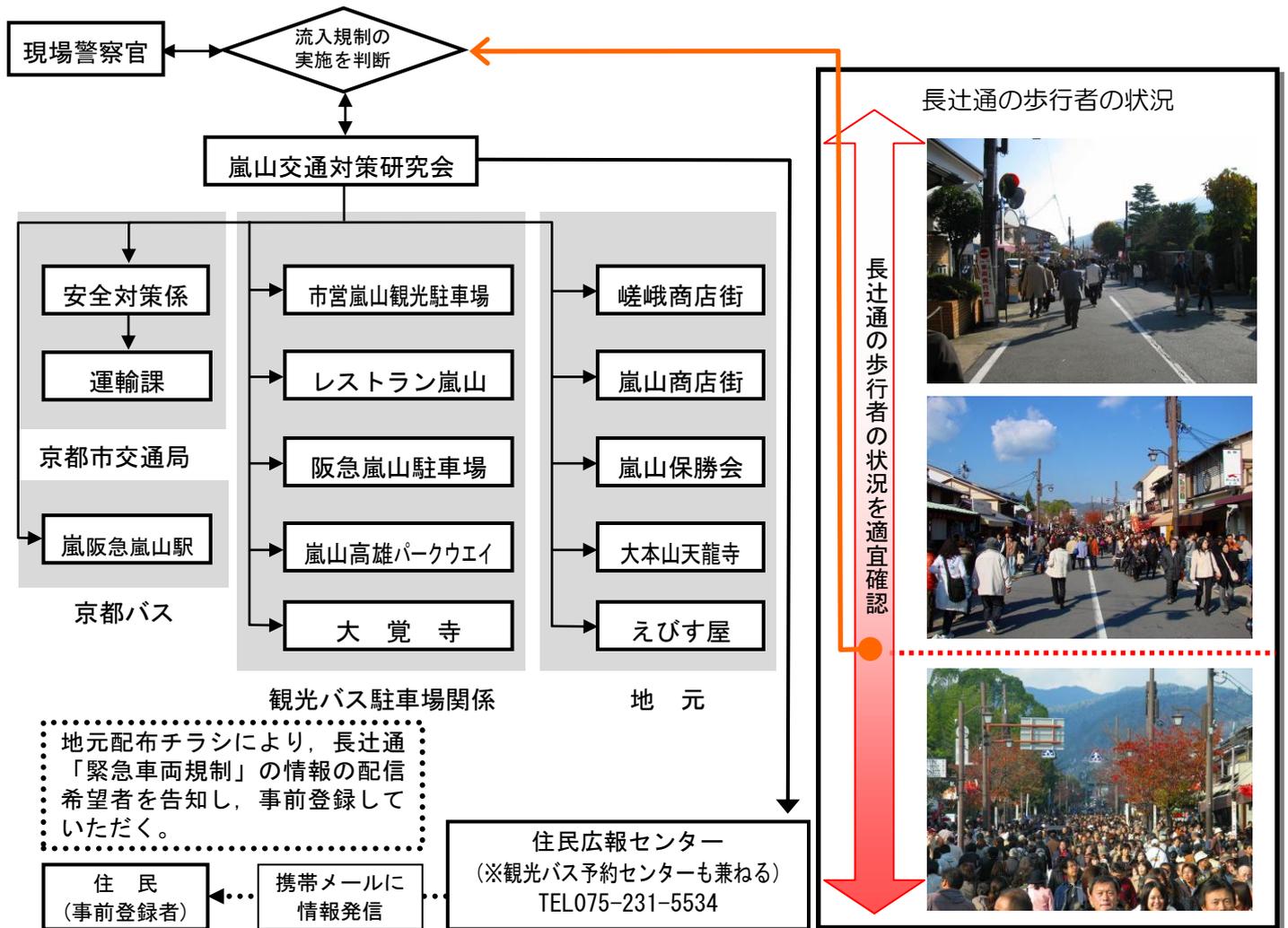


図 4-2-13 車両流入規制実施時の緊急連絡体制

表 4-2-8 【参考資料】

表 4-2-7 平成 21 年度の車両流入規制実施日時

| 実施日         | 実施時間        |
|-------------|-------------|
| 11月21日(土)   | 13:00~17:00 |
| 11月22日(日)   | 11:50~17:00 |
| 11月23日(月・祝) | 12:00~17:00 |
| 11月28日(土)   | 12:15~17:00 |
| 11月29日(日)   | 12:30~17:00 |

平成 20 年度の車両流入規制実施日時

| 実施日       | 実施時間        |
|-----------|-------------|
| 11月22日(土) | 12:30~17:00 |
| 11月23日(日) | 11:30~17:40 |
| 11月30日(日) | 13:00~17:00 |

■ 車両流入規制の実施状況



図 4-2-14 車両流入規制実施時の状況

## ■長辻通の車両流入規制実施時の周知

- ・長辻通の車両流入規制の実施に伴い、①周知看板の設置、②規制情報配信サービスの2つの方法で住民及び観光客に対して周知を図った。
- ・周知看板の設置では、既設の交通対策看板に「車両流入規制実施中」の旨を表示した貼紙を掲示して周知を図った。設置箇所は嵐山地区に流入する車両に対し事前に告知できる箇所とした。
- ・規制情報配信サービスは、平成20年度に引き続いて21年度も実施した。交通対策周知チラシを利用して規制情報配信サービスの希望者を募り、車両流入規制の実施時および解除時に電子メールを用いて情報提供を行った。(登録・配信者は42名)



写真 4-2-11 車両流入規制の周知看板



**～長辻通の緊急車両進入規制について～**

観光期の長辻通におきましては、歩行者量が多くなり、自動車の通行が非常に危険な状態になる可能性があります。危険な状態と判断された場合は、現場警察官の判断も含めて、長辻通を緊急的に車両進入禁止とする場合があります。周辺にお住みの皆様には、大変ご不便をお掛け致しますが、御了承のほどよろしくお願い致します。

なお、緊急規制の実施時及び解除時に携帯メールへ情報を提供するサービスを行います。

サービスの提供を希望される方は、事前登録が必要となります。事前登録は、携帯電話で下記メールアドレスまたは右のQRコードを使用して空メールを送信下さい。

QRコード→ 

長辻通の臨時交通規制情報の登録（携帯メール専用）→ Email [kisei@e-arashiyama-k.com](mailto:kisei@e-arashiyama-k.com)

図 4-2-15 交通対策周知チラシを活用した規制情報配信サービスの受付

## ■今後の課題

- ・長辻通の車両流入規制にあたっては、周辺住民やマイカー観光客に周知を図る必要があるが、日々の状況に左右されるため、きめ細やかな周知ができない。

## ■今後の対策

- ・長辻通の車両流入規制については、周辺住民やマイカー観光客への周知の充実並びに規制後に長辻通に残存する車両通行を勧奨した対策を検討する。



## ■ 対策の効果

- ・ 渡月橋～阪急嵐山駅前間を南行の一方通行規制とし、松尾大社交差点以南で看板・横断幕による誘導を行ったことで、嵯峨街道に進入する観光客の自動車を抑制することができ、生活道路としての機能を確保することができた。



写真 4-2-12 対策期間中の嵯峨街道(阪急嵐山駅前～松尾大社)の状況



写真 4-2-13 対策期間中の松尾大社交差点の状況

## ■ 今後の対策

- ・ 引き続き本対策を行う。

(6) 阪急嵐山駐車場の入庫制限の実施

○対策の概要

嵐山地区内への自動車流入の抑制を図るとともに、駐車場に入庫する車両による歩行者空間の安全性低下を改善するため、阪急嵐山駐車場（河川敷沿い）を閉鎖した。また、阪急嵐山駐車場（駅前）を観光バス専用の駐車場として活用した。

○実施期間

11月21日（土）、22日（日）、23日（月・祝）、28日（土）、29日（日） 10:00～16:00

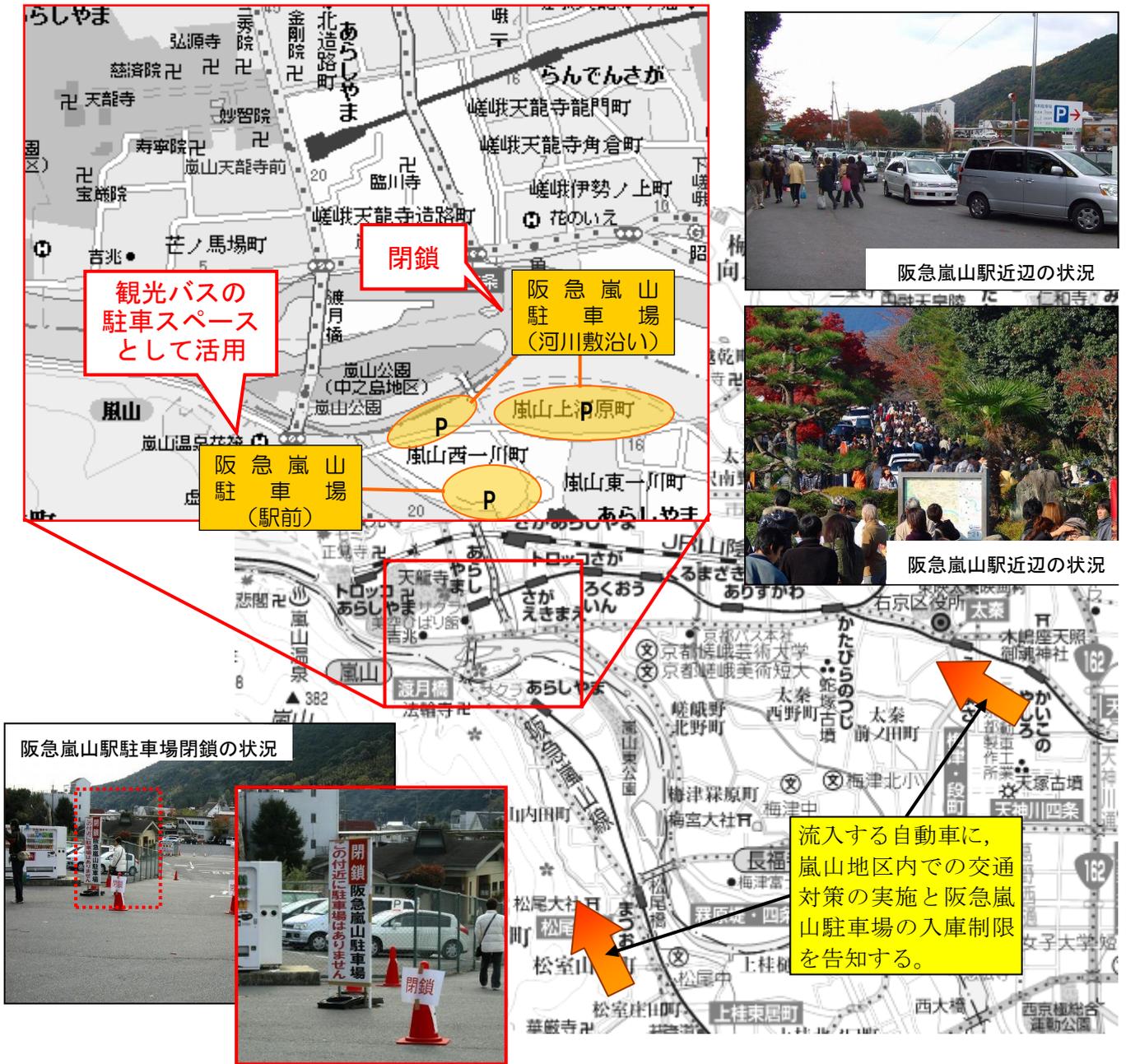


図 4-2-17 阪急嵐山駐車場入庫制限の状況

## ■ 今後の課題

- ・ 阪急嵐山駐車場の閉鎖により、阪急嵐山駅前で歩行者と自動車が錯綜する状況は見られず、大きな効果があった。
- ・ 嵐山中心部への自動車流入を抑制するため、交通対策の実施と駐車場の入庫制限を告知したが、萩原堤周辺では、例年同様の渋滞が発生した。

## ■ 今後の対策

- ・ 阪急嵐山駐車場の閉鎖は新規の対策であることから、地元関係者の意見を聞く中で、実施継続を検討する。
- ・ 周知徹底を図るため、マイカー観光客に対しての告知の時期や対象を広げる。

(7) 歩行者案内の充実による分散誘導

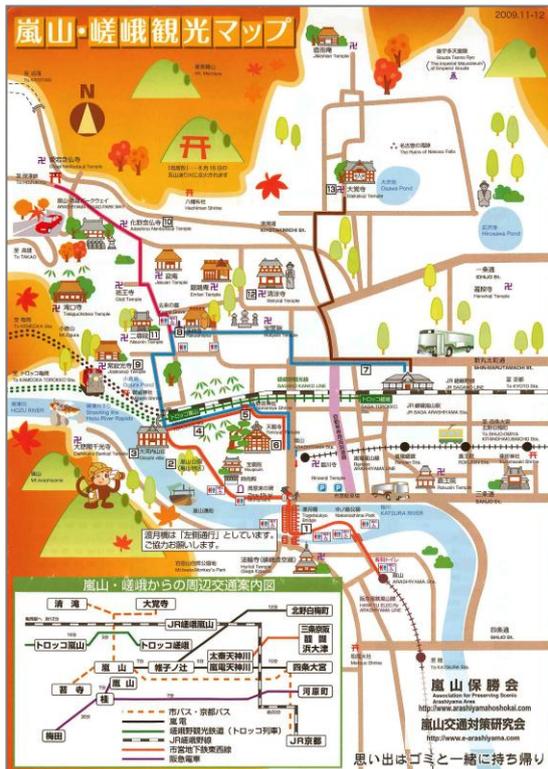
○対策の概要

長辻通に集中する歩行者の分散を図り歩行者空間の安全性を確保するため、嵐山地区を周遊する歩行者案内マップの配布や渡月橋での歩行者の左側通行誘導看板の臨時設置、地区内駅施設への案内誘導看板の恒常設置を行った。

○実施期間

- ・誘導マップの配布：11月21日(土)、22日(日)、23日(月・休)、28日(土)、29日(日)
- ・渡月橋への看板設置：11月8日～11月30日

【表 面】



【裏 面】



図 4-2-18 歩行者案内マップデザイン

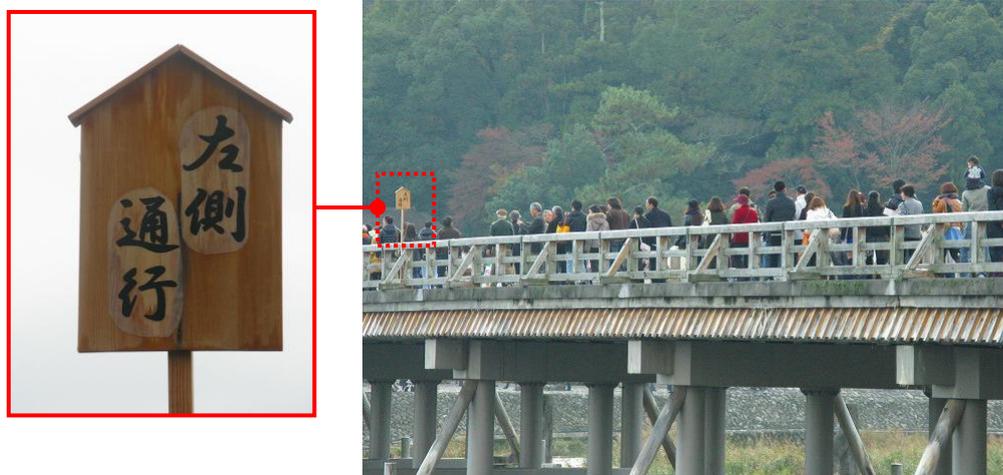


写真 4-2-14 渡月橋歩行者左側通行誘導看板

## ■ 駅施設への案内誘導看板の恒常設置

- ・嵐山地区内には、鉄道駅への案内板が少なく、初めて訪れる観光客が店舗や交通誘導員等に道案内を求めるような状況が数多く見受けられた。観光客がスムーズに公共交通機関へ移動できるよう、鉄道事業者との連携の下、長辻通を中心とする10箇所に駅施設への案内誘導看板を設置し、公共交通の利用促進及び観光客の利便性向上を図った。



図 4-2-19 鉄道駅への誘導案内看板の設置箇所および設置状況

## ■ 対策の効果

- ・嵐山地区内では、歩行者案内マップを手にした観光客が多数見受けられるなど、嵐山地区周辺の魅力を周知することにより、長辻通に集中する歩行者の分散が図られた。
- ・渡月橋においては、歩行者一方通行誘導を実施したことにより、歩行者交通の整流化が図られ、歩行者空間の安全性が確保された。



写真 4-2-15 保津川沿い道路の歩行者の状況



写真 4-2-16 渡月橋の歩行者一方通行誘導の状況

## ■ 今後の課題

- ・誘導看板等の設置や案内マップの配布により、奥嵯峨や大覚寺方面への観光客の回遊性を高め、長辻通への集中を適切に分散させる方策を地元関係者と検討していく必要がある。

## ■ 今後の対策

- ・課題を踏まえ、本対策の継続実施について地元関係者と協議を行う。

### 4-3 平成21年度 嵐山交通対策の総括

嵐山地区では、平成13年に地元住民・商店街の皆様、京都府警、交通事業者、行政等関係機関から成る「交通対策研究会」が設立され、「交通渋滞の解消」及び「歩行者の安全性確保」の視点から検討された交通対策を構成員の連携により継続実施してきた。これまでに長辻通における北行一方通行規制の拡大をはじめ、地区内駐車場事業者との連携体制の構築や鉄道駅への誘導看板の設置等恒常的な対策が講じられ、歩行者の安全性・快適性の向上が一定図られたものの、依然として観光シーズンの最盛期には、交通処理能力を大きく超える車両の流入により、地区内及び地区周辺道路では著しい交通渋滞が発生しており、地区内の交通対策の改善を図るだけでは対策の効果が限定的となっている。このため、全市的な観点から「自動車の流入抑制」及び「公共交通の利用促進」に向けた取組を更に強化するとともに、地区内及び周辺の交通対策と緊密に連携させていくことが必要である。

次年度以降の交通対策については、これまでに実施してきた交通対策の効果や課題を「**広域**」「**嵐山地区周辺**」「**嵐山地区内**」の各段階で検証を行い、「交通対策研究会」の構成員が果たすべき責任と役割を明確にしながら、また、地元で主体的に活動されている団体等とも連携を図りながら、効率的・効果的な交通対策を展開していく。

#### ■「広域」

観光地及び都心部への車両の流入を抑制し、公共交通の利用を促進するためには、嵐山地区及び地区周辺の交通状況と併せて、交通規制やパークアンドライド等の交通対策についての事前周知が重要であり、インターネット等各種広報媒体を有効に活用するとともに、報道機関に対しても積極的な情報提供を行う。

#### ■「嵐山地区周辺」

嵐山地区内及び周辺での交通渋滞の緩和と自動車流入の抑制を図るため、近隣の自身体や市周辺部の駐車場事業者等との連携を強化するとともに、地区周辺の企業等が所有する駐車場も活用しながら、パークアンドライドの充実を図る。

また、名神高速道路インターチェンジ付近や幹線道路等での交通状況及びパークアンドライド情報の積極的な提供を行う。

#### ■「嵐山地区内」

観光シーズンの最盛期には駅や歩道から人が溢れるほどの賑わいがある一方で、人と車が錯綜し、歩行者の安全性が著しく低下することから、嵐山地区内の商業者や駐車場事業者、地元で主体的に活動されている団体、交通事業者等が協働し、主体的に歩行者の安全対策に取り組む体制を構築する。

【一般観光  
客用】